

世界法年報査読規程

第1条 目的

『世界法年報』に掲載する原稿に関する審査手続を明確にするため、この規程を定める。

第2条 審査

原稿の審査は、編集委員会が選任する原則として2名のレフェリーによる査読をもって行い、その査読結果に基づき、編集委員会が原稿の掲載の可否等を決定する。

第3条 編集委員会による依頼原稿の取り扱い

前条の規定にかかわらず、編集委員会が依頼する原稿については、レフェリーによる査読を省略することができる。

第4条 細則

本規程を実施するため、編集委員会は必要な細則を定めることができる。

第5条 規程の改正

この規程の改正については、編集委員会の議を経て、役員会が決定する。

付則 この規程は、2015年9月10日から施行する。